岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の 部を改正する条例に 0 1 7

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の 一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 ように改正する。 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第十九号) の一部を次の

十三項」に改め、 別表第一二十七の表九の項中 同表十の項中 「第十四条第九項」 「第十四条第六項 (同条第九項」を「第十四条第七項 を 「第十四条第十三項」に改める。 (同条第

別表第一三十九の表の次に次の一表を加える。

三十九の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務

		の場合		に限る。)
	つき	る場合以外		(健康福祉部の所管に属するもの
10、四00	一件に	2 1に掲げ		施設の認定の申請に対する審査
				する施設認定農林水産物等の適合
		合	手数料	五十七号)第十七条第二項に規定
	つき	を要する場	認定申請	進に関する法律(令和元年法律第
二〇、九〇〇	件に	1 現地調査	適合施設	農林水産物及び食品の輸出の促
額 (円)	単 位	区分	の 手 数 称 料	事務の内容

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 号  $\mathcal{O}$ 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 一部を次のように改正する。 (令和二年岐阜県条例第十二

に限る。

健康福祉部

の所管に

別表第一三十九の表の次に一表を加える改正規定を次のように改める。

進に関する法律(令和元年法律第 進に関する法律(令和元年法律第 する施設認定農林水産物等の適合 施設の認定の申請に対する審査 施設の認定の申請に対する審査

を

に規定する

律第五十七

促進に関す

農林水産

属するもの

する審査(

等の適合施

別表第一三十九の二の表中

に改め、同表に次のように加える。

施設認定農林水産物

設の認定の申請に対

号)第十七条第二項

る法律

(令和元年法

物及びな

食品の輸出

 $\mathcal{O}$ 

三 祉部の という。 る。 この表において 号に規定する衛生証明書(以下 林水産省令第一号) 和二年財務省・厚生労働省・農 の所管に属するものに限る。 促進に関する法律施行規則 衛生証明書の再発行 農林水産物及び食品の輸出の 所管に属するものに限 の発行 「衛生証明書」 (健康福祉部 第四条第一 (健康福 **令** 書発行手 衛生証明 手数料 数料 書再発行 衛生証明 つき 一通に つき 一通に 五〇〇 000

附則第一項第三号中「別表第一三十九の表の次に一表」 を「別表第一三十九の二の表の改正

規定及び同表に二項」に改める。

附則

表第一二十七の表の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別

提案説明

に徴収する等のため、 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、 この条例を定めようとする。 適合施設認定申請手数料を新た